

10. 割引・減免

●携帯電話の料金割引等

障害者手帳などをお持ちの方は、携帯電話の基本使用料や各種サービス料金が割引になることがあります。対象者・割引内容は携帯電話会社によって異なります、詳細は各携帯電話会社へお問い合わせください。

【問合せ先】

各携帯電話会社へ

●水道・下水道料金の減免

下記に該当する方は、水道料金は基本料金と1か月当たり10 m³までの従量料金の合計額、下水道料金は1か月当たり8 m³までの料金が免除されます。ただし、④の方は下水道料金のみ対象となります。

【対 象】

- ① 生活保護法による、「生活扶助」、「教育扶助」、「住宅扶助」、「医療扶助」又は「介護扶助」を受給されている方
 - ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による以下の給付を受給されている方（「生活」、「住宅」、「医療」または「介護」）
 - ③ 「児童扶養手当」又は「特別児童扶養手当」を受給されている方
 - ④ 老齢福祉年金（旧国民年金法による）を受給されている方
- 詳細は下記にお問い合わせください。

【問合せ先】

東京都 水道局 墨田営業所 電話 03-5638-3140 FAX 03-3846-0349

●NTTの無料番号案内（ふれあい案内）

電話帳利用が困難な視覚障害、音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害、肢体不自由、知的障害及び精神障害のあるかたを対象に、無料で電話番号をご案内します（ご利用には事前に登録が必要です）

【対 象】

- 1.身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当するかた
 - ・視覚障害 1～6 級
 - ・肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1～2 級
 - ・聴覚障害 2 級、3 級、4 級、6 級
 - ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 3 級、4 級
- 2.戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当するかた
 - ・視覚障害 特別項症～第 6 項症
 - ・肢体不自由（上肢） 特別項症～第 2 項症
 - ・聴覚障害 第 2 項症、第 4 項症
 - ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害 第 1 項症、第 2 項症、第 4 項症
- 3.愛の手帳をお持ちのかた
- 4.精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

【問合せ先】

ふれあい案内事務局 電話 フリーダイヤル 0120-104174(全国共通)
 FAX // 0120-104134(//)

●テレビ受信料の減免

心身に障害のある方等がいる世帯で下記の対象となる方は、NHK放送受信料が減免されます。

【対 象】

区分	対 象 者
全額免除	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が世帯構成員であり、世帯全員が区市町村民税非課税の場合
半額免除	下記に該当する世帯主が受信契約者の場合 ① 世帯主が身体障害者手帳をお持ちの視覚障害者または聴覚障害者である場合 ② 世帯主が身体障害者手帳 1・2 級の交付を受けている場合 ③ 世帯主が愛の手帳 1・2 度の交付を受けている場合 ④ 世帯主が精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている場合

【手 続】

- ① お手持ちの手帳により受付窓口が変わります。下記の申込み先にて申請してください。
- ② 受付窓口にて証明を受けられましたら、放送受信料免除申請書をNHK営業センターへ専用封筒で郵送してください。（封筒は窓口で用意しています）

【申請に必要なもの】

- ① 身体障害者手帳・愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ② 印鑑

【申込み先】

身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165 または 5608-6166
 FAX 03-5608-6423

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

保健予防課 保健予防係 電話 03-5608-6506 FAX 03-5608-6507

【問合せ先】

NHKふれあいセンター 電話 0570-077-077 FAX 044-822-0005

●区内施設の割引制度

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方などが施設や駐車場を利用する際、それぞれの手帳又は障害者手帳アプリ「ミライロ ID」の提示をすると利用料金等の割引を受けることができます。（※マークのついた施設については、ミライロ ID のご利用ができません。）

なお、下記の表にある手帳とは身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のことをいいます。

施設名	対象	割引内容	手続き	問合せ先
ひがしんアリーナ （墨田区総合体育館）	障 害 者 及 び 付 添 者 1 名	障害者料金を設 定 駐車料金の免除	受付時に手 帳（利用証） を提示	電話 03-3623-7273 FAX 03-3623-7283
両国屋内プール	障 害 者 及 び 付 添 者 1 名	利用料金及び 駐車料金の免除	受付時に手 帳（利用証） を提示	電話 03-5610-0050 FAX 03-5610-0054

施設名	対象	割引内容	手続き	問合せ先
すみだスポーツ健康センター	障害者及び付添者 1名	2時間 110円 1日 220円 駐車料金の免除	受付時に手帳を提示	電話 03-5247-7755 FAX 03-5247-7756
フクシ・エンタープライズ墨田フィールド (墨田区総合運動場)	障害者及び付添者 1名	障害者料金を設定 駐車料金の免除	受付時に手帳を提示	電話 03-3611-9070 FAX 03-3611-9073
すみだ郷土文化資料館	障害者及び付添者 1名	観覧料の免除	受付時に手帳を提示	電話 03-5619-7034 FAX 03-3625-3431
すみだ生涯学習センター	障害者及び付添者 1名	駐車料金の免除	受付時に手帳を提示	電話 03-5247-2001 FAX 03-5247-2005
特定自転車駐車場(※)	障害者	定期利用に係る 使用料の半額	申請時に手帳のコピーを添付	電話 03-5608-6203 FAX 03-5608-6410
隅田公園自動車駐車場	障害者	駐車料金の免除	出庫時に手帳を提示し、 免除申請書記入	電話 090-3104-0102 FAX 03-5608-6410
すみだ北斎美術館	障害者及び付添者 1名	観覧料の免除、減額	受付時に手帳を提示	電話 03-6658-8936 FAX 03-6658-8992
ひきふね図書館 立体駐車場	障害者及び付添者 1名	駐車場利用料免除	受付時に手帳を提示	電話 03-5655-2350 FAX 03-5655-2351

●障害者休養ホーム

指定保養施設の利用の際、利用料から助成額を差し引いた額で、宿泊できます。

【対象】

都内在住の障害者(児)で身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方。

※介助を必要とする方は、「付添いの方」も利用できます。(障害者1人につき1人)

【内容】

一泊につき次の額を限度とします。

障害者 (大人) 6,490円 (子供) 5,770円

付添者 (大人) 3,250円

※障害者本人と付添者を問わず1人年間2泊までです(4月1日から翌年3月31日)。

【締切】

個人 利用日の2週間前まで

団体 利用日の3週間前まで

【問合せ先】

公益財団法人 日本チャリティ協会 電話 03-3353-5942 FAX 03-3359-7964

※案内書・申込書は区役所の障害者福祉課窓口で配布しています。

●都立公園等の入園料免除

有料の都立公園などでは身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の提示により、障害のある方及び付添者（必要な範囲に限る）が無料で入園できます。

【問合せ先】

東京都建設局 公園緑地部公園課 電話 03-5320-5376 FAX 03-5388-1532

●ＪＲ・私鉄線の運賃割引

身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が鉄道を利用する場合、次のとおりの割引制度があります。（都営交通については、「都営交通の無料パスと割引をご覧ください。」）

① ＪＲ線、またはＪＲ線とその連絡会社線を利用する場合

下表のとおり割引が適用になります。なお連絡会社線とは、ＪＲと連絡運輸（乗車券の通し発売）している交通機関のことです（私鉄線、一部のバス、航路等）。

② 私鉄線を利用する場合

私鉄線の割引は、ＪＲに準じた取り扱いとなっています。割引の詳細や購入方法については、取り扱いが異なる場合がありますので、各私鉄線窓口へお問い合わせください。

《ＪＲ線の割引》

【内 容】

対象		割引となる切符の種類	割引率	備考
介護者と一緒に利用する場合	第１種障害者と介護者	・普通乗車券 ・回数乗車券 ・普通急行券 ・定期乗車券（小児定期乗車券は割引適用外）	５割	・障害のある方と介護者は同一区間の券を購入する ・割引となる介護者は１人
	12歳未満の第２種障害者と介護者	・定期乗車券（小児定期乗車券は割引適用外）	５割	
１人で利用する場合	第１種障害者	・普通乗車券	５割	・片道の営業キロが100キロを超える場合に限る
	第２種障害者			

【購入方法】

- ・第１種障害者の方が介護者と一緒に近距離の普通乗車券を購入する場合は、自動券売機で小児乗車券を購入し、改札口で駅員に「障害者手帳」又はマイナポータルとデータ連携した障害者手帳アプリ「ミライロ ID」を提示してください。ただし、12歳未満の第１種障害児の普通乗車券は小児運賃の半額となるため、次項と同じ方法で購入してください。
- ・上記以外の乗車券の場合
ＪＲ駅みどりの窓口で障害者手帳を提示して乗車券を購入してください。

【その他】

- ・乗車中は必ず障害者手帳を携帯してください。
- ・ミライロ ID を提示して購入した場合も必ず手帳を携帯してください。
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合は、手帳に第一種又は第二種のいずれかに該当するか区分を示す標記が必要です。標記がない場合は、東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課にお問い合わせください。

【問合せ先】

JR・私鉄線の運賃割引に関すること
JR・私鉄線の各駅へ

精神障害者保健福祉手帳の第一種・第二種に関すること

東京都 福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課生活支援担当

電話 03-5320-4464 FAX 03-5388-1417

●墨田区内循環バスの無料乗車

墨田区内循環バス「すみだ百景 すみまるくん・すみりんちゃん」に乗車する際に、それぞれの手帳又は障害者手帳アプリ「ミライロ ID」の提示をすると運賃が無料になります。

【対 象】

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方と、同乗する介助者 1 名
- ② 愛の手帳をお持ちの方と、同乗する介助者 1 名
- ③ 療育手帳をお持ちの方と、同乗する介助者 1 名
- ④ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と、同乗する介助者 1 名

【問合せ先】

区内循環バスに関すること

都市計画課公共交通担当 電話 03-5608-1263 FAX 03-5608-6409

●都営交通の無料乗車券と割引

都営交通を利用する際に、東京都都営交通無料乗車券を提示すると料金が無料になります。

また、介護者※は普通乗車券、定期乗車券とも 5 割引（都バスの定期乗車券のみ 3 割引）になります。

【対 象】

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方とその介護者※
- ② 愛の手帳の交付を受けている方とその介護者※
- ③ 戦傷病者手帳（特別項症～第 6 項症、第 1 款症～第 5 款症）の交付を受けている方
- ④ 原爆被爆者（厚生労働大臣の認定を受けた方及び健康管理手当を受けている方）

※介護者… ① 第 1 種身体障害者手帳または第 1 種愛の手帳所持者の介護人

② 第 2 種愛の手帳所持者の介護人

③ 第 2 種身体障害者手帳所持者の介護人（ただし、都営地下鉄については定期券を使用する 12 歳未満の身体障害者の介護人に限ります）

なお、介護者の方が割引を受ける際には、障害者手帳の提示が必要です。

※70 歳以上の方は、シルバーパスと都営交通の無料乗車券との併用はできません。どちらか一つを選択していただくことになります。

【割引一覧表】

◎無料（都内居住者で無料乗車券の交付を受けた方） ○割引あり △一部割引あり

	第 1 種 身体障害者手帳 愛の手帳		第 2 種 身体障害者手帳		第 2 種 愛の手帳	
	本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者
都電・都バス 日暮里・舎人ライナー	◎	○	◎	○	◎	○

都営地下鉄	◎	○	◎	△ 定期券を使用する 12 歳未満 の身体障害者の介護人のみ	◎	○
-------	---	---	---	-----------------------------------	---	---

【申請に必要なもの】

手帳（身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳と認定書または健康管理手当証書）

【申込み先】

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165（身体障害者手帳をお持ちの方）

03-5608-1304（愛の手帳をお持ちの方）

FAX 03-5608-6423

【問合せ先】

東京都 都営交通お客様センター 電話 03-3816-5700（年中無休 9：00～20：00）

FAX 03-3812-7640

◎精神障害のある方

都営交通を利用するとき、精神障害者都営交通乗車証を提示すると料金が無料になります。

【対 象】

都内在住で精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【申請に必要なもの】

① 精神障害者保健福祉手帳 ② 乗車証（更新の場合）

【申込み先】

都営地下鉄、都電、都営バス、日暮里・舎人ライナー定期券発売所

【問合せ先】

東京都 都営交通お客様センター 電話 03-3816-5700（年中無休 9：00～20：00）

FAX 03-3812-7640

●民営バスの割引

民営バスを利用する際に料金が割引になります。

【対 象】

・身体障害者手帳または愛の手帳を交付されている方と介護者（介護者は下記の表をご確認ください）

・写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（介護者は対象になりません）

【路 線】

東武・京成・京浜急行・関東・立川・西東京・小田急・東急・西武・国際興業・神奈川中央交通等（運賃割引の詳細については、各バス会社にお問い合わせください。）

【利用方法等】

区 分	割引率	利用方法
身体障害者手帳または愛の手帳を持っている方が、単独で利用する場合	5 割	乗車時に手帳を提示する
第1種身体障害者手帳または愛の手帳を持っている方が、介護者と共に利用する場合	5 割 （介護人同率）	心身障害者民営バス乗車割引証を乗車時に提示
定期券を購入する場合（介護者を含む）	3 割	定期券割引購入申込書を購入時に提出（小児定期は割引なし）
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	5 割	乗車時に手帳の写真が貼付されたページを提示する

【申請に必要なもの】

「心身障害者民営バス乗車割引証」と「定期券割引購入申込書」の交付に必要なもの

・身体障害者手帳または愛の手帳

【問合せ先】

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165（身体障害者手帳をお持ちの方）
03-5608-1304（愛の手帳をお持ちの方）
FAX 03-5608-6423

精神障害のある方

東京都 福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課生活支援担当

電話 03-5320-4464 FAX 03-5388-1417

●タクシー運賃の割引

身体障害者手帳、愛の手帳を交付されている方がタクシーを利用する際に手帳を提示すると運賃の10%の割引を受けることができます。

※精神障害者保健福祉手帳を交付されている方が利用する際にも一部実施の事業者があります。（乗車の際又は事前にタクシー業者にお問い合わせください。）

【問合せ先】

一般社会団法人 東京ハイヤー・タクシー協会 電話 03-3264-8080
FAX 03-3221-7665

●フェリー旅客運賃の割引

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方が、フェリーを利用する際に手帳を提示すると運賃の割引を受けることができます。

割引対象者、割引率、利用方法、付帯条件などについては、各フェリー会社によって異なる場合がありますので各フェリー会社にお問い合わせください。

【問合せ先】

各フェリー会社

●航空運賃の割引

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳を交付されている方が、定期航空路線の国内線全線の航空券購入の際に手帳を提示すると割引を受けることができます。

割引対象者、割引率、利用方法、付帯条件などについては、各航空会社によって異なる場合がありますので各航空会社にお問い合わせください。

【問合せ先】

各航空会社